

令和 7 年度第 1 回岡山県私立学校審議会議事録

1 開催日時

令和 7 年 7 月 30 日（水）13：30～15：30

2 開催場所

ピュアリティまきび（岡山市北区下石井 2－6－41）

3 出席委員

秋山委員、今井委員、太田委員、金光委員、杉本委員、竹井委員、田中委員、
豊岡委員、蜂谷委員、早瀬委員、平田委員、光岡委員

4 決議に特別の利害関係を有する委員

該当なし

5 諮問事項

- ①興譲館高校の収容定員に係る学則変更認可について
- ②岡山理科大学附属高校広域通信制課程に係る学則変更認可について
- ③創志学園高校広域通信制課程に係る学則変更認可について
- ④興譲館高校広域通信制課程に係る学則変更認可について
- ⑤鹿島朝日高校広域通信制課程に係る学則変更認可について
- ⑥滋慶学園高校広域通信制課程に係る学則変更認可について
- ⑦ワオ高校広域通信制課程に係る学則変更認可について
- ⑧岡山理科大学専門学校の目的変更認可について

6 審議会の議事の経過の要領及びその結果

過半数の委員の出席により審議会が成立していることを確認した。その後、規定により竹井委員が議長に就任した。続いて、会議の公開・非公開について、非公開とすべき案件がないため、審議を公開することを確認した。

(1) 興譲館高校の収容定員に係る学則変更認可について

普通科の第 1 学年の定員を 120 名から 90 名とすること及び学年進行により令和 10 年度において全学年が変更後の定員となることについて、事務局から説明があり、これに関連して、次の質疑応答があった。

委員 現状では生徒が 50 名前後しかいないようだが、90 名の定員を満たす見込みはあるのか。

事務局 定員を 90 名に削減しても定員を満たすことは困難であると学校側も認識している。定員を削減することに合わせ、進学チャレンジコース、キャリアコ

ース及びアスリートコースを新設し、進学志願者の確保に向けて広報活動等を強化することとしている。

委員 高等学校では1クラス当たりの生徒数は40名が基本だが、90名という定員に対し、どのような学級編成となるのか。

事務局 進学チャレンジコースが25名、キャリアコースが40名、アスリートコースが25名となり、何れも40名以下の編成となる。

審議の結果、全会一致で認可が適当と答申することに可決した。

(2) 岡山理科大学附属高等学校広域通信制課程に係る学則変更認可について

通信教育の区域を8県から47都道府県とすること、面接指導等実施施設を1か所追加すること並びに授業料及び施設整備費等を改定することについて、事務局から説明があり、これに関連して、次の質疑応答があった。

委員 進学優遇制度とは何か。また、サイエンスに特化した特別プログラムとは何か。

事務局 進学優遇制度とは、岡山理科大学への指定校推薦等を行う制度である。サイエンスに特化した特別プログラムとは、大学教員や外部講師による実験・講座などのプログラムである。

委員 教育区域を8県から47都道府県に広げるとのことだが、サポート校が少なく、生徒にとって負担ではないか。県は通信制高等学校の設置基準を設けていないのか。

事務局 現状では、設置基準を設けていない。学校側の想定では、入学生は、併設する岡山理科大学で行うサイエンスに特化した特別プログラム等が体験することに魅力を感じているため、それほど負担に感じないと考えている。なお、このたび、面接指導等実施施設として英数学館を追加することとしているが、あくまでも体育等の実技を伴う授業が集中し、本校で対応ができない場合に利用することとしており、面接指導は原則として本校で年2回、集中スクーリングという形で実施することとしている。

委員 面接指導等実施施設を2校に増加することとしているが、学習等支援施設は現状のままか。

事務局 面接指導やレポート作成に係る支援は原則オンライン行い、チャットも含めて24時間対応できる体制としているため、ただちに増加することは考えていないが、今後、生徒や保護者の希望によっては、学習等支援施設の追加も検討したいとのことである。

委員 通信制の設置認可基準が厳しくなっていると聞いたが、文部科学省の基準が厳しくなったということなのか。県からの指導に変更があったのか。

事務局 今年度の改善点としては、私立学校事務の手引きを改訂し、ガイドラインや高等学校通信教育規定を満たしているか確認できる申請書様式とした。また、今年度、通信制課程の設置基準の策定に向けた検討を進めている。

審議の結果、賛成多数で認可が適当と答申することに可決した。

(3) 創志学園高校域通信制課程に係る学則変更認可について

面接指導等実施施設について協力校を3校から4校とし、その他の学校又は施設を29か所から30か所とすること並びに学習等支援施設の名称及び所在地を変更することについて、事務局から説明があり、これに関連して、次の質疑応答があった。

委員 頻繁に施設を変更しているような印象を受けるが、学校の運営体制に支障はないか。

事務局 学校行事やオープンスクールで定期的な面接指導ができなくなったなど、相手側の事情もあると聞いている。

委員 通信教育連携協力施設は、複数の通信制高校と指導の連携を行っても問題ないのか。

事務局 信教育連携協力施設が複数の高校と協力することについて、特に禁止する規定はない。他の通信制高校でも一般的に行われている。

委員 定員と生徒数に大きな差があるが、問題ないのか。

事務局 学校としては、入学者数が想定より少なかったのは、広報活動が不十分だったことが要因だと考えている。当校では、毎月10名程度の生徒が編入又は転入しており、7月に154名、8月に162名と増加する予定である。今後は、積極的に広報活動を行い、令和8年度末までに800名、令和9年度末までに1600名と、5年間で収容定員を充たす見通しとのことである。

委員 面接指導等実施施設と学習等支援施設の違い、協力校とその他の学校又は施設の違いは何か。

事務局 面接指導等実施施設とは面接指導（スクーリング）を行う施設であり、学習等支援施設とはレポート作成等の支援を行う施設で、面接指導は行わない。協力校は高校に限られており、その他の学校又は施設は、大学、専修学校又は高等専門学校等に限られている。

審議の結果、賛成多数で認可が適当と答申することに可決した。

(4) 興譲館高等学校通信制課程に係る学則変更認可について

学習等支援施設を4か所から7か所とすること及び学習等支援施設の収容定員を変更することについて、事務局から説明があり、これに関連して、次の質疑応答があった。

委員 方谷學舎高等学校は本校から比較的近く、当該地域に居住する生徒数も少ないにも関わらず、ここを面接指導等実施施設とする理由は何か。

事務局 当校は、方谷學舎高等学校と連携を行っており、方谷學舎高等学校に通学している生徒が興譲館高等学校通信制の授業を履修した場合、それを単位認定することができるようにしたり、その逆もできるようにしたりすることをねらいとしている。

委員 学習等支援施設は自ら管理運営する施設なのか。

事務局 施設は賃借だが、当校の教職員が実地にて学習支援を行っている。
審議の結果、賛成多数で認可が適当と答申することに可決した。

(5) 鹿島朝日高等学校通信制課程に係る学則変更認可について

教育課程を変更すること、協力校を変更すること並びに授業料及びその他納付金の額を変更することについて、事務局から説明があった。特段の意見・質問はなかった。
審議の結果、賛成多数で認可が適当と答申することに可決した。

(6) 滋慶学園高等学校通信制課程に係る学則変更認可について

面接指導等実施施設を 14 か所から 16 か所とすること及び学校設定教科を変更することについて、事務局から説明があった。特段の意見・質問はなかった。
審議の結果、賛成多数で認可が適当と答申することに可決した。

(7) ワオ高等学校通信制課程に係る学則変更認可について

面接指導等実施施設を 58 か所から 55 か所とすること並びに授業料及びその他納付金の額を変更すること等について、事務局から説明があり、これに関連して、次の意見があった。

委員 通信制が急激に増えていることについて、不登校生徒の受け皿としての役割を担っていることは確かだが、課題もあると思っている。

委員 審議会の本来の目的は、10 年先などを見据えて意見を述べることにあるのではないかと。もう少し本質的な議論を行うべきではないかと思っている。

委員 文科省が標準例を示している。この標準例を参考にして岡山県の設置基準をぜひ作成してもらいたい。

委員 規制がなければ何をしてもいいというのには疑問がある。通信制の使命として、卒業後に必要となる社会適応力を身に付けさせることが期待される。

委員 広域の通信制について、いろいろと疑問点や問題点が出された。事務局は、これらの意見を参考に通信制に係る指針等の作成に生かしていただきたい。
審議の結果、賛成多数で認可が適当と答申することに可決した。

(8) 岡山理科大学専門学校に係る目的変更について

商業実務専門課程映像情報学科を廃止することに伴い、変更になる教育内容に沿うよう学校の目的を変更することについて、事務局から説明があり、これに関連して、次の質疑応答があった。

委員 商業実務専門課程を廃止するのか。

事務局 商業実務専門課程のもとには映像情報学科のみがあるため、映像情報学科の廃止に伴い、商業実務専門課程自体も廃止となる。

審議の結果、全会一致で認可が適当と答申することに可決した。

議長は以上をもって全ての議事を終了した旨を述べ、閉会を宣言した。